

令和7年2月17日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電 話 0984-42-2112

F A x 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.162

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

高原町移住定住支援金交付事業について

高原町では、平成25年度から「高原町移住定住支援金交付事業」を実施しています。交付要件等は以下の通りです。申請漏れがないようご注意ください。

- 1 交付対象者 **令和3年3月31日まで**に転入し、転入後3年を経過した方。
- 2 申請期限 転入後3年を経過した日から、1年以内。
- 3 支援金の額 限度額1世帯30万円（転勤による転入は除く。）
- 4 交付対象要件
 - ・転入した日から引き続き5年以上本町に居住する意思がある者
 - ・2人以上の家族で世帯を構成する者
 - ・世帯主である者
 - ・居住地の区班に加入している者
 - ・市町村税等の滞納がない者
 などの交付対象要件があります。

御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 | 産業創生課 たかはるPR係 ☎0984-42-2128（内線：172）

高原町住宅取得支援金交付事業について

高原町では、令和3年度から「住宅取得支援金交付事業」を実施しています。交付要件等は以下のとおりです。申請漏れがないようご注意ください。

- 1 交付対象者 **令和3年4月1日以降**に住宅を新築又は購入した方。
- 2 申請期限 住宅を取得した日から、1年以内。
- 3 支援金の額 取得費の10%又は支援金額限度額のいずれか少ない額

区分	交付要件	世帯構成	支援金額 限度額
移住者	町内の業者等を利用し住宅を新築・購入	世帯員2人以上	80万円
		世帯員1人	40万円
	町外の業者等を利用し住宅を新築・購入	世帯員2人以上	40万円
		世帯員1人	20万円
定住者	町内の業者等を利用し住宅を新築・購入	世帯員2人以上	30万円
		世帯員1人	15万円
	町外の業者等を利用し住宅を新築・購入	世帯員2人以上	20万円
		世帯員1人	10万円

※火災・道路拡張・事故に係る保険金・補償金等による住宅取得は対象となりません。

※住宅等取得支援金の申請をされる場合は、**工事請書契約書又は不動産売買契約書が必要となります。**

※他の町補助金等（浄化槽設置整備事業補助金、移住支援金、リフォーム補助金等）の交付を受ける場合は、支援金額（取得費）からその交付額を減ずるものとしております。

4 交付対象要件

- ・令和3年4月1日以上に住宅を新築又は購入した者
 - ・支援金の申請日から引き続き5年以上本町に居住する意思がある者
 - ・世帯主である者
 - ・居住地の区班に加入している者
 - ・市町村税等の滞納がない者
- などの交付対象要件があります。

御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 | 産業創生課 たかはる P R 係 ☎0984-42-2128（内線：172）

2 月祝日のごみ収集について

●収集日・収集地区

収集日	種類	収集地区
2 月 24 日（月） 振替休日	燃やせる ごみ	並木区、花堂区、西広原区、上広原区、下 広原区、常盤台区、蒲牟田区、南狭野区、 北狭野区、小塚区、中平区、湯之元区、祓 川区

●その他

収集日当日は、午前 8 時 30 分までにごみ集積所へ排出してください。
適切なごみ分別の御協力をお願いいたします。

問 | 町民課 環境係 ☎0984-42-1067（内線：160）

犬の登録について

愛犬を飼い始めたら、登録と狂犬病予防注射が必要です。新しく飼い始めた場合は新規登録を、引越しや、愛犬を譲り受けた場合には登録内容の変更を行います。

狂犬病予防法第 4 条により、犬の登録と鑑札を犬に装着することが義務付けられています。また、同法第 5 条により、狂犬病予防注射の実施と狂犬病予防注射票を犬に装着することが義務付けられています。

●犬の登録方法（新規登録、登録内容の変更）

登録受付窓口：高原町役場町民課環境係

登録手数料：1 頭当たり 3,000 円

※**愛犬を飼い始めたら 30 日以内に犬の登録をしてください。**子犬は生後 91 日



以上になってから 30 日以内に登録をしてください。

●**狂犬病予防注射（年 1 回）**

町の集合注射、動物病院等で受けてください。

やむを得ず、注射できない場合（病気等）を除いて必ず実施しましょう。

●**鑑札・注射済票の装着**

鑑札・注射済票は愛犬が迷子になったときに迷子札の役割も果たします。

愛犬の首輪に装着しましょう。

※3 つのうち、どれかひとつでも違反があれば 20 万円以下の罰金が科されることがあります。

★**愛犬が亡くなった場合も、登録抹消届の提出を！**

受付窓口：高原町役場町民課環境係

様式は窓口でお渡ししますので、その場で記入いただきます。

届出がない場合、愛犬が亡くなっているにもかかわらず、集合注射の案内等が毎年送付されます。飼い主からの届けがないと把握できないため、手続きをお願いします。

問 | 町民課 環境係 ☎0984-42-1067（内線：160）

有害鳥獣の捕獲について

町内での野生鳥獣による農作物等への被害報告が続いていますが、先般、トラバサミにかかったままのタヌキを確認しました。無許可での野生鳥獣の捕獲、トラバサミを使用しての野生鳥獣の捕獲は原則禁止とされています。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律として鳥獣保護管理法があり、これに違反して野生鳥獣を捕獲した場合には、1 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金に処されます。

野生鳥獣の捕獲には、原則狩猟免許が必要ですが、役場で捕獲許可の手続きをすることで狩猟免許の有無に関わらず捕獲できる場合がありますので、農政林務課の窓口へご相談ください。

不明な点がありましたら、御連絡ください。

問 | 農政林務課 林務係 ☎0984-42-5134（内線：245）

高原町文化連盟 第 31 回芸能まつりについて

標記について、下記のとおり開催されますので、ぜひお越しください。

○日 時 令和 7 年 3 月 9 日（日）

午後 0 時 3 0 分 開場

午後 1 時 0 0 分 開演

○場 所 ほほえみ館神武ホール

○入場料 5 0 0 円（プログラム代）

※益金の一部を毎年社会福祉団体等に寄付しています。

○問合先 高原町文化連盟会長 米澤 ひろ子
（電話 42-1303）

問 | 教育総務課文化財係 ☎0984-42-1484（内線 417）

高原町 LINE(ライン)公式アカウントの登録の御案内

高原町では、公式 LINE (ライン) アカウントを運用しています。
災害に係る情報やイベント情報など、さまざまな情報を発信していますので、ぜひ御活用ください。

(友達登録方法)

スマートフォン等で、LINE (ライン) アプリを起動し、
友だち追加画面から QR コードを読み込んでください。

または、LINE (ライン) のホーム画面から「高原町」と
検索して追加することもできます。

(QR コード)



(注意事項)

- ・利用するためには SNS アプリ「LINE (ライン)」への御自身のアカウント登録が必要です。
- ・利用料は無料ですが、通信料等は利用者の負担となります。

【LINE に関するお問い合わせ】

高原町総合政策課 デジタル推進係 ☎0984-42-2115

高原町メールサービスの登録の御案内

スマートフォン又はパソコンから下記メールアドレスに空メールを送信すると、仮登録確認メールが届き、受信したメールに、本登録用 URL が記載されていますのでそちらをクリックして、本登録ページに接続して、案内に従って登録してください。バーコード読み取り機能を使用する場合は、QR コードを読み取ってください。

災害に係る情報、感染症など防疫に係る情報、交通・防犯、特殊詐欺、不審者情報などの発生状況、年末年始のごみ出しなど生活に係る情報等を登録者に対し配信しています。

(スマートフォンの方)

<https://plus.sugumail.com/usr/takaharu/>

(フィーチャーフォン (ガラケー) の方)

<https://m.sugumail.com/m/takaharu/>

(QR コード)



【サービスに関するお問い合わせ】

高原町役場総務課 危機管理係 ☎0984-42-2112

令和7年 2月17日

上麓区民 各位

高原町長 高妻 経信
上麓区長 西村 四男

上麓区自主防災組織による防災訓練について（お願い）

余寒の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本町では災害に対する備えを進めていくため、自主防災組織の組織体制の強化を図っていくこととしております。

令和6年度上麓区においては、地区防災計画の策定を進めており、今回初版が完成したところです。

大規模災害時には、自助及び共助による活動が極めて重要となります。地区防災計画により、共助の強化が図られるとともに皆様方個々の防災意識の向上にも寄与していくものと考えます。

つきましては、上麓区自主防災組織の防災訓練を実施いたしますので、皆様方の参加をお願いします。

記

- 1 日 時 令和7年3月9日（日） 午前9時30分開始
- 2 場 所 自宅から各班の一時避難場所などに集合し、ほほえみ館裏駐車場（雨天の場合は、町民体育館）へ避難
- 3 内 容
 - ① 各地域からの避難行動
（地震による家屋被害等が多数出たと想定）
 - ② 各班の班員の安否確認
 - ③ 各班の要支援者の避難支援 等

※ 避難行動後ほほえみ館裏駐車場で高原分遣所職員の指導による初期消火訓練や応急処置訓練等を実施します。（雨天の場合は町民体育館）

多くの参加をお願いします。

【上麓区民】:上麓区自主防災組織の避難訓練の流れ

令和7年3月9日(日)

9時30分	訓練開始:南海トラフ地震発生(想定) まず、自宅等で避難行動をとる(上麓区民各自) 地震発生の防災無線放送、メール配信を行います。
9時32分	上麓区民各班または互人班員は地区での一時集合場所へ集合を行う。(事前に班または互人班等で決めておく。:徒歩または自動車等を使って集まる。) 上麓区長は各班長へ避難の伝達及び情報収集の指示を行う
9時35分	各班の自主防災組織役員の方は、班員の安否確認・救助活動・情報収集等(各班)を行いながら一時集合場所へ集合する。
9時45分	各班一時集合場所に集合後、指定避難所(ほほえみ館)への避難開始 徒歩または車両にて移動
10時10分	各班避難場所に到着 到着後は班ごとに整列する(各班⇒区長へ報告) 避難完了
10時15分	区長挨拶
10時20分	講評(町) 消火訓練等の準備を行う
10時30分	高原分遣所職員の指導による消火訓練・救護訓練等を実施
11時30分	備蓄非常食試食(備蓄米)を行う予定
11時50分	訓練終了(解散)
避難終了後に高原分遣所指導のもと、消火訓練・救護訓練等行う予定ですので、積極的な参加をお願いします。 その他非常食備蓄米についての試食会も行う予定ですので、是非試食もお願いします。	



高原町制施行90周年記念事業

令和6年度 高原町生涯学習振興大会

～学ぶ喜び 生かす楽しさ～

開催日 令和7年3月2日（日）

時間 受付 12:40～

オープニング（特別公演）13:10～

入場無料!!

お気軽にお越しください!



エストレラ・ウインドアンサンブル&高原中学校吹奏楽部

生涯学習振興大会開会 13:30～

終了予定 16:00頃

場所 高原町総合保健福祉センターほほえみ館神武ホール

内容 ●生涯学習関係発表

高原ジュニアコーラス 霧島大正琴サークル

みやまコーラス ブレイクガールズ

カトレア大正琴 フラ オナオナ

Blue owls(ブルーアウルズ)

●自治公民館発表

●生涯学習講座・家庭教育学級活動等展示

大会は生涯学習や公民館実践発表など盛りだくさんの内容です。
多くの方の御来場をお待ちしております!!

【問い合わせ】高原町教育委員会教育総務課 TEL 42-1484



地域安全ニュース

回 覧

《特殊詐欺被害多発中！》

これが特殊詐欺だましの手口とキーワード

オレオレ詐欺 息子や孫になりすまして、会社のお金を使い込んだことによる横領金の補填名目や女性との不倫による示談金名目にお金をだまし取る（脅し取る）手口です。 警察官や弁護士等になりすまして、親族が起こした事件や事故に対する示談金等を要求してくることもあります。 風邪をひいて声が変わった。 携帯を無くして番号が変わった。	架空料金請求詐欺 メールやインターネットなどから「未納料金があります」「訴訟最終通告のお知らせ」「パソコンがウイルスに感染した」「高額の出金金が当たった」「アダルトサイトに登録された」など架空の話をお金をお金に振り込ませたり電子マネーを購入させ番号を聞き出し利用権をだまし取る手口。 有料サイトの未納金がある。 あなたの権利を譲って。 名義貸しは犯罪です。	融資保証金詐欺 ダイレクトメールやファックス、電話等を利用して勧誘し 「融資を受けるためには、補償金や手数料が必要です」等と手数料名目でだまし手口です。 手数料などを要求する融資話のほとんどは詐欺です。 融資するには、補償金が必要。
還付金詐欺 市町村の職員を装って ◎医療費の還付金があります。 ◎ATMへ行ってください。 等と言って、コンビニ等のATMから犯人の預金口座に現金を振り込ませる手口です。 「還付金」と「ATM」の言葉にはご用心。 キャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行つて。	金融商品等取引名目の詐欺 架空又はほとんど価値のない未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、これを購入すれば利益が得られると信じ込ませ購入費名目にお金を要求してだまし取る（脅し取る）手口です。 将来必ず価値が上がる。 限られた人しか購入できない。	ギャンブル必勝法名目の詐欺 この詐欺は、ギャンブルの必勝法をうたい文句に ◎ロト6の当選番号を教えます。 ◎パチンコの必勝法を教えます。 等と、ギャンブル等の必勝法を教えると言ってだまします。 当選番号が事前に分かることはありません。 攻略法を教える。 ロト6の当選番号を教える。

被害防止のポイント

- ◎身に覚えのないメール等は開かない
- ◎不審なメールに添付されたURLには絶対にアクセスしない。
- ◎「電子マネー」で支払いを要求されたときは詐欺を疑う
- ◎「自分は絶対にだまされない。」と思つていても、犯人からの電話に出ると不安をあおられ、巧みな話術にだまされてしまいます。
- ◎不審なメール等を受信したら、必ず誰かに相談するか最寄りの警察署や交番・駐在所又は警察相談電話「#9110」に連絡してください。

令和7年3月発行
小林地区防犯協会
電話23-0229
小林警察署
電話23-0110

ストップ！野焼き！！

回 覧

野焼き（屋外での廃棄物の焼却）は、
法律により**原則禁止**です。

★★★ 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却 ★★★

公益上もしくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な下記の場合においては例外とされています。

- ① 国や地方公共団体など河川や海岸の管理者が行う、管理上必要な草木や漂着物の焼却
 - ② 災害時における木くずの焼却、火災予防訓練
 - ③ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う焼き畑、麦わら、稲わら、雑草などの廃棄物の焼却
 - ④ 「どんと焼き」など地域の行事における不要になった門松、しめ縄の焼却
 - ⑤ たき火、落葉たき、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など軽微なもの
- ※ ④及び⑤を行うときは、事前に消防署（高原分遣所 42-1373）に届け出が必要です。

農地等における畔焼きなど面的に行う
焼却は、**火入れの許可**が必要です。

森林の周囲1キロメートルの範囲で次の目的で火入れをする場合は、市町村長に許可申請を行い、許可を受けてから実施してください。

- ① 造林のための地ごしらえ
- ② 開墾準備
- ③ 害虫駆除
- ④ 焼畑
- ⑤ ①から④に準じた採草地の改良

許可申請は、役場農政林務課で
行ってください。

上記の「例外」または「火入れの許可を受けた場合」でも、むやみに焼却しても良いということではなく、**ビニール類、タイヤ、プラスチック類は**
いかなる場合でも焼却禁止です！

また、周辺住民の生活環境に配慮して行い、苦情などが出たときはすぐに中止しましょう。

